

八街市商工観光課Instagramの運用方針

1. 目的

当アカウントは、イベント情報や特産品、その他市内の魅力を市内外や県外に向けて広く発信することを目的として開設します。当アカウントを通じての適切な情報発信にあたり、運用方針を以下のとおり定めます。

2. 基本方針

原則として、投稿は開庁時間内（平日午前8時30分～午後5時15分）に職員が不定期で行います。また、必要に応じて開庁時間外にも投稿する場合があります。

当アカウントは、原則として当アカウントに対するコメントやメッセージに対する返答は行いませんが、緊急時に必要と認められる場合は、コメントやメッセージに対する返答を行う場合があります。また、必要に応じて他のアカウントをフォローする場合があります。

3. アカウント情報

(1) アカウント名：shoko_yachimata

(2) ページURL：https://www.instagram.com/shoko_yachimata

(3) 発信する内容

- ・ イベント情報
- ・ 市内特産品の情報
- ・ 八街市の日常の風景
- ・ その他、八街市の魅力を伝える情報

4. 運用管理者

当アカウントは、八街市商工観光課長を運用管理者（以下、管理者）とし、管理者は次に掲げる項目について対応します。

- (1) アカウントに不具合などが発生した際の連絡調整に関すること
- (2) アカウント及びID・パスワード管理に関すること
- (3) その他、この運用方針に定めのない運用全般に関すること

5. 運用担当者

八街市商工観光課職員、その他管理者が承認した職員

6. 遵守事項

運用担当者は、次の各号に掲げる事項の遵守に努めます

- (1) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び服務に関する規程を遵守すること。
- (2) 当アカウントを業務目的外に使用しないこと。
- (3) 守秘義務の遵守および、意思形成過程における情報の取り扱いに留意すること。
- (4) 発信する情報を正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意すること。

7. 免責事項

- (1) 当アカウントにおいて、掲載する情報の正確性については万全を期しておりますが、それら全てを保証するものではありません。
- (2) 当アカウントは、利用者が当アカウントの情報を用いて行う一切の行為について、責任を負うものではありません。
- (3) 当アカウントに関連して、ユーザー間またはユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、管理者は一切の責任を負いません。
- (4) 当アカウントは、上記の他、当アカウントに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。
- (5) 当アカウントが掲載した情報は、予告なく変更または削除される場合があります。
- (6) 当アカウントの運用方針は、予告なく内容の変更や見直し、または運用を中止する場合があります。

8. 禁止事項

当アカウントの運用にあたり、下記の事項に該当する投稿がなされたらと管理者が判断した場合は、その投稿の全部または一部の削除、利用制限等を、投稿者に対し予告なく行う場合があります

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 人種・思想・信条等の差別に該当するもの、または差別を助長させるもの
- (5) 著作権、商標権、肖像権など八街市または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (6) 本人の承諾なく個人情報等を特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
- (7) 虚偽や事実と異なるもの、または噂や風評などを助長するもの
- (8) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (9) 公序良俗に反するものや、わいせつな表現など、不適切な内容を含むもの

- (10) 職務上知り得た秘密を含むもの
- (11) 当アカウントが発信する内容の一部または全部を改変するもの
- (12) 当アカウントが発信する内容に関係ないもの
- (13) Instagramの利用規約に反するもの
- (14) その他、管理者が不適切と判断する情報

9. 著作権

- (1) 当アカウントにおいて発信される個々の情報（文章、写真、画像など）に関する著作権は八街市に帰属します。
- (2) 投稿内容について、私的使用または引用等著作権法上認められた行為を除き、担当課に無断で転載等を行うことはできません。引用等を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示してください。

10. その他

この運用方針に定めるもののほか、新たに規定すべき事項、あるいは改定すべき事項が発生した時には、運用管理者が運用担当者と協議の上、決定し対応するものとします。

附則

この運用方針は、令和5年 6月 23日から適用する。